

食べきり協力店 最後までおいしくいただきます!

食事などに行ったときに最後まで残さず食べていますか。「ちょっと頼みすぎたな…」「多くて残してしまった…」ということはありませんか。

残さず最後までおいしく食べたい! そんな皆さんに食べきり協力店を紹介します。

食べきり協力店とは? …効果的に食べ残しを減らす取組をしている店舗で、市内に約780店舗あります。

協力店の取組例

※店舗によって、取組内容が異なります。

- 小盛りメニュー等の導入
- 持ち帰り希望者への対応(※食品衛生上、問題のないものに限る)
- 食べ残しを減らすための呼び掛けなど

近くの食べきり協力店はこちらから検索!

食べきり協力店 検索



家庭でも食べ切ろう

「まるごと旬野菜～使い切りレシピ～」にチャレンジ!

学校給食で人気のレシピをベースにした、家庭にある野菜を使い切るレシピを紹介。レシピのアレンジ方法や野菜の保存方法なども掲載しています。 検索

区役所
本館5階
505窓口で
配布中



問合せ 地域振興課 ☎411-7091 fax 323-2502

12月は飲酒運転根絶強化期間です ストップ・飲酒運転!

年末は特に、飲酒の機会が多くなる時期です。飲酒運転は、ドライバーはもちろん、その車に同乗した人やドライバーに酒類を提供したお店も処罰の対象になります。

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するために、飲む人も飲まない人も飲酒運転は絶対に「しない・させない・ゆるさない」を徹底しましょう。

酒を飲んだら
運転しない

運転する人に
酒をすすめない

酒を飲んだ人に
運転させない

酒を飲んだ人の
車に同乗しない



自転車の飲酒運転も違反です

自転車は道路交通法上、軽車両であり自動車やオートバイ等と同様に車両として定義されています。そのため、飲酒運転や信号無視などは交通違反として罰則が定められています。

最近では自転車のルール違反やマナーの悪さなどが原因となる交通事故が多発しています。

自転車も車両であるという認識を持って安全運転に努めましょう。

問合せ 地域振興課 ☎411-7095 fax 323-2502

早めの手続きを e-Taxによる確定申告を予定している人へ

インターネットを通じて確定申告(e-Tax)する場合に、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(住基カード)に格納された電子証明書が必要です。e-Taxによる確定申告を予定している人は早めに手続きをお願いします。



マイナンバーカードを利用する場合

●マイナンバーカードには、原則電子証明書が標準搭載されています(電子証明書の申請を別途行う必要はありません)。

●マイナンバーカードは、国が取りまとめて発行しているため、申請してからカード交付までに日数がかかります。申請の時期によっては確定申告に間に合わない場合がありますので、早めに申請してください。

申請方法 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

HP www.city.yokohama.lg.jp/shimin/madoguchi/bango/kojicard.html

●マイナンバーカードの受取は予約制です。カード交付の準備ができた人には交付通知書(案内はがき)を送付します。下記の連絡先に電話で予約してから、窓口にお越しください。

予約電話 平日9時～17時 ☎411-7037

受取窓口 区役所別館1階104窓口(戸籍課)(第2・第4土曜は106窓口)

住基カードを利用する場合

平成28年1月からのマイナンバーカードの交付開始に伴い、住基カードによる電子証明書の発行は平成27年12月12日で終了しました。そのため、既に住基カードに電子証明書が格納されている場合にのみ利用が可能です。

※住基カード内の電子証明書の有効期限は、カード表面に記載されている住基カードの有効期限とは異なります。有効期限の確認方法については、戸籍課へお問い合わせください。

問合せ 戸籍課 ☎411-7034 fax 324-3586

今、あなたができること 神奈川消防団 団員募集中

横浜市地震被害想定(元禄型関東地震発生)では、神奈川区の火災被害は市内最大(11,802棟の焼失)と予測されています。被害を最小限にするために、皆さんの力が必要です。現在、消防団員が不足しています。

「今、あなたができること」として、ぜひ消防団に入団し、地域の防災力の向上に協力をお願いします。

こんな活動も!

消防団員の活動は、災害活動だけでなく、区内の各種イベントで消防車の体験乗車や地域の皆さんへの防災指導などを行っています。



←イベントで、横浜消防マスコットキャラクター「ハマくん」による広報活動



→「菅田中学校防災スクール」で救命指導

こんなメリットがあります

- 応急手当や初期消火の知識と技術が身に付けられるため、身近な人がいざというときに役立ちます。
- 報酬及び活動に応じた手当が得られます。
- 身分は、特別職の公務員になります。

問合せ 神奈川消防署庶務課 ☎fax 316-0119